

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」の施行に伴い、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）が一部改正され、これまで国が定めていた「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「国基準」という。）」について中核市である本市が、地域の実情に合わせて基準を条例で定め保育環境の充実を図るものです。

2 対象施設

施設の種類	施設の数	施設の概要
助産施設	1	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設
母子生活支援施設	0	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
保育所	61	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設

3 基準について

国基準で定められている全国統一の基準は、「従うべき基準」「参酌すべき基準」に分類されています。

(1) 従うべき基準

配置する職員の員数に関する基準、居室の面積に関する基準、並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する基準が規定されています。

- ・市が条例を制定するにあたっては、国基準に従わなければならないとされています。
- ・地域の実情に応じて国基準を強化することは許容されています。

○人員配置基準

<保育所> 保育士、嘱託医、調理員の配置

保育士数 → 0歳児3人につき1人、1歳、2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人

<助産施設> 助産師の配置

助産師数 → 医療法に配置が規定されている助産師とは別に、専任又は嘱託の助産師を最低1人配置

○居室面積基準

<保育所>

0、1歳児を入所させる保育所 → 乳児室の面積：1.65㎡/人、
ほふく室の面積：3.3㎡/人

2歳以上児を入所させる保育所 → 保育室の面積：1.98㎡/人、
遊戯室の面積：1.98㎡/人

※待機児童問題が深刻でかつ地価の高い、横浜市などの大都市については、面積基準が従うべき基準ではなく、「地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる」とされています。

○人権に直結する運営基準

虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、調理室の設置（自園調理）、保育所における保育の内容、秘密保持等

(2) 参酌すべき基準

従うべき基準以外の規定は、参酌すべき基準となります。

- ・市が条例を制定するにあたっては、国基準を十分参酌しなければならないとされています。
- ・地域の実情に応じて国基準と異なる内容を定めることは許容されています。

○非常災害に対応した計画の策定、保育所における関係機関との連携 等

4 本市の対応

(1) 基本的な考え方

① 市条例において規定をするもの

ア 国基準の変更をするもの

本市の施策を推進するうえで、現時点で国基準以上の水準を確保することが必要であるものについては、国基準を変更します。

なお、その内容については、福島県で制定予定の条例と同様の内容となっています。

イ 国基準どおりとするもの

現時点で国基準以上の水準を確保することや、異なる基準を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないものについては、国基準を維持します。

なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

② 市条例において規定しないもの

対象施設のうち母子生活支援施設については、過去に本市において設置されていましたが現在は廃止され、対象施設が存在しないことや、新・市子育て支援計画での位置付けや今後の整備計画もないことから、条例に規定しないこととします。

(2) 基準の設定内容

【従うべき基準】

ア 国基準の変更をするもの

① 乳児室の面積

国基準	市条例で定める基準（案）
(第32条第2号) 保育所の乳児室の面積は乳児等1人につき1.65平方メートル以上であること。	新たに認可を受ける保育所等については、乳児室の面積は乳児等1人につき3.3平方メートル以上であること。

【上記の理由】

乳児がほふくを始める時期は様々で、一般に0歳児であっても、満1歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられる実態を踏まえ、乳児室についても、ほふく室の面積と同様の基準とするため。

② 保健師又は看護師の配置

国基準	市条例で定める基準（案）
(第33条第1項) 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置くこと。	左記の職員配置に加え、乳児を入所させる保育所にあつては、保健師又は看護師を配置するよう努めることを規定する。

【上記の理由】

乳児の安全、安心を確保し、健康管理や病状観察などを適切に行うため。

③ 認定こども園である保育所の職員配置

国基準	市条例で定める基準（案）
(第33条第2項) 認定こども園である保育所の保育士の数は、短時間利用児おおむね35人につき1人以上とすること。	認定こども園である保育所の保育士の数は、短時間利用児おおむね30人につき1人以上とすること。

【上記の理由】

少人数保育により保育の内容を充実するため。また、県の「認定こども園の要件を定める条例」に規定している内容との整合性を図るため。

イ 国基準を維持するもの

「①～③」以外の基準

【上記の理由】

現時点で国基準以上の水準を確保することや、異なる基準を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため。

【参酌すべき基準】

ア 国基準の変更をするもの

④ 児童福祉施設と非常災害

国基準	市条例で定める基準（案）
(第6条) 児童福祉施設は非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する計画を立てること等。避難及び消火に対する訓練は毎月1回行うこと。	左記の設備の設置、訓練の規定に加えて、非常災害に関する具体的計画は、施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに立てること。

【上記の理由】

非常災害として火災、風水害、地震、津波等を明示し、対応計画の策定義務を条例上明確化することにより、災害対応への意識付けを図り、より実効性の高いものとするため。

⑤ 医務室の設置（保育室又は遊戯室の部分については、従うべき基準）

国基準	市条例で定める基準（案）
(第32条第5号) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。	左記の規定に加えて、医務室を設けること。

【上記の理由】

幼児の安全、安心を確保し、保育環境を充実させるため。

⑥ 保育所における関係機関との連携

国基準	市条例で定める基準（案）
(第36条) 保育所の長は、保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等に理解及び協力を得るよう努めること。	左記の保護者との連絡に加え、関係機関と密接な連絡をとり、連携して乳幼児の養育及び保護者の支援に努めることを規定する。

【上記の理由】

虐待等の早期発見、防止等を図るため。

イ 国基準を維持するもの

「④～⑥」以外の基準

【上記の理由】

現時点で国基準以上の水準を確保することや、異なる基準を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため。

(3) 条例の施行日

平成25年4月1日